

## 提出された意見書（到着順・敬称略）

1	社団法人 日本民間放送連盟
2	岩手県
3	岩手県一関市
4	社団法人 京都府防災無線協会
5	株式会社 TBSテレビ
6	社団法人 全国陸上無線協会
7	広島エフエム放送株式会社
8	岩手県一戸町
9	西日本電信電話株式会社
10	株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ
11	株式会社 フジテレビジョン
12	株式会社 TBSラジオ&コミュニケーションズ
13	日本放送協会
14	東日本電信電話株式会社
15	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社
16	株式会社 エフエム東京
17	山形県南陽市
18	株式会社 テレビ朝日

19	朝日放送株式会社
20	関西テレビ放送株式会社
21	UQコミュニケーションズ株式会社
22	スカパーJ S A T株式会社
23	定期航空協会
24	讀賣テレビ放送株式会社
25	株式会社 I B C岩手放送
26	株式会社 テレビ岩手
27	株式会社 岩手めんこいテレビ
28	株式会社 岩手朝日テレビ
29	ソフトバンクモバイル株式会社
30	ソフトバンクテレコム株式会社
31	株式会社 ニッポン放送
32	株式会社 マルチメディア放送
33	日本テレビ放送網株式会社
34	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
35	独立行政法人 宇宙航空研究開発機構
36	財団法人 日本移動通信システム協会
37	イー・モバイル株式会社
38	岩手県釜石市

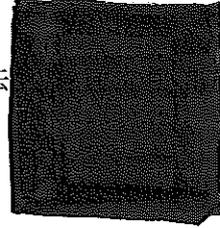


連企第118号  
平成22年12月17日

総務省総合通信基盤局長  
桜井 俊 様

社団法人 日本民間放送連盟

社団法人 日本民間放送連盟  
会 員 道



「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）」に  
対する意見について

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）」について、別紙  
のとおり当連盟の意見を提出いたしますので、よろしくお取り計らいくださ  
いますよう、お願い申し上げます。

# 意見書

平成22年12月17日

総務省総合通信基盤局電波部

電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号：102-8577

東京都千代田区紀尾井町3番23号

社団法人 日本民間放送連盟

会長 広瀬 道 貞

電話番号：[REDACTED]

電子メール：[REDACTED]

電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対する意見

①	<p>&lt;該当ページの番号&gt; 2</p> <p>&lt;該当本文&gt;          なお、現在、無線通信システムの急速な普及・発展に対応するため、電波の利用に関しては、周波数の再編・割当等の課題について議論がなされているところであり、本具体化方針は、これらの課題の検討により必要が生じた場合には、その内容を踏まえて、改めて料額の見直し等を行うことを前提としてとりまとめています。</p> <p>&lt;意見&gt;          周波数再編・割当等の課題の検討により、電波利用料制度にどのような影響があるのか明確ではないため、見直し等が具体的にになった段階で、改めて意見を述べることにしたい。</p>
②	<p>&lt;該当ページの番号&gt; 2</p> <p>&lt;該当本文&gt;          なお、地上放送のデジタル化への円滑な移行のための環境整備・支援業務については、当該業務が多岐にわたる業務を含んでいることから、それぞれの業務の性質に応じてその費用をa群またはb群に分類することとします。</p> <p>&lt;意見&gt;          当該業務の実態に沿った妥当な措置であり、賛成する。          地上テレビ放送の完全移行を確実なものとし、跡地周波数の有効利用を行うため、当該業務をしっかりと遂行すべきである。</p>
③	<p>&lt;該当ページの番号&gt; 7</p> <p>&lt;該当本文&gt;          特性係数については、基本方針を踏まえ、平成23年度からの3年間については、免許人の負担の急激な変化にも留意し、現行の特性係数を維持することとします。</p> <p>&lt;意見&gt;          現行の特性係数を維持することは妥当な措置であり、賛成する。          これまで特性係数による勘案が行われている無線システムは、法令上の義務等を負うなど相応の事情を有するものであるため、平成23年度からの3年間が経過した後も、現行の特性係数と同等の措置が必要不可欠である。</p>
④	<p>&lt;該当ページの番号&gt; 12~13</p> <p>&lt;該当本文&gt;          (2) 料額が大幅に増加する無線局等への配慮          基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準にとどめることとします。          (中略)          参考2：広域専用電波等の料額(試算値)          【前提条件】          ・財源規模は、平成22年度歳入予算を基に710億円と想定。          ・歳出の内訳は、平成23年度予算概算要求を基に設定          (a群負担額<math>\alpha</math> = 約455億円、b群負担額<math>\beta</math> = 約255億円)          ・算定した料額が現行料額と比べて大幅に増加する無線局については、増加額を現行料額の概ね20%増に抑える措置を適用</p>

<意見>

電波利用料の制度設計として、a群：b群の比率を安易に変更すべきではない。今回はa群：b群の比率を9：5程度として試算を行っており、現行の6：5と比較して大幅な変更になることが示唆されている。先の「次期電波利用料の見直しに関する基本方針案」の意見募集の際にも述べたとおり、電波の経済的価値を一層反映させ、a群を増やすとの方針は納得しがたい。増加額を一定の水準にとどめる措置は、激変緩和のために必要不可欠であり、当該無線局の料額増加はできる限り低く抑えるべきである。

# 意見書

平成 22 年 12 月 20 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 あて

郵便番号 020-8570

住所 盛岡市内丸10-1

(ふりがな) いわてけんちじ たっそたくや

氏名 岩手県知事 達増拓也

電話番号

電子メールアドレス

電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）に関し、下記のとおり意見を提出します。（注2）

<当該ページの番号>
<当該本文>
<意見> 1 次期電波利用料の見直しに関する基本方針に「携帯電話基地局（3,000 円）や地デジ難視対策用ギャップファイラー（6,100 円）等についても、大幅な低廉化を実現」と記載していることから、地方自治体及び組合が設置するギャップファイラーにおいては、空中線電力の大きさで区分せず、「地上テレビジョン放送局の経過措置」より低廉化した電波利用料の料額とし、早期に料額を示すこと。 また、併せて恒久的な減免措置を講じること。 2 次期電波利用料を盛り込んだ改正電波法を4月1日から施行すること。

注1 法人又は団体にあたっては、その名称及び代表者の氏名を記載して下さい。

注2 記載欄が足りない場合は適宜別紙を用意下さい。用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、別紙にはページ番号を記載して下さい。

# 意見書

平成 22 年 12 月 21 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 021-8501

住所 岩手県一関市竹山町7-2

(ふりがな) いちのせきしちょう かつべ おさむ

氏名 岩手県一関市長 勝部 修

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）に関し、下記のとおり意見を提出します。(注2)

<当該ページの番号>
<当該本文>
<意見> 1 次期電波利用料の見直しに関する基本方針に「携帯電話基地局(3,000円)や地デジ難視対策用ギャップファイラー(6,100円)等についても、大幅な低廉化を実現」と記載していることから、地方自治体及び組合が設置するギャップファイラーにおいては、空中線電力の大きさで区分せず、「地上テレビジョン放送局の経過措置」より低廉化した電波利用料の料額とし、早期に料額を示すこと。 また、併せて恒久的な減免措置を講じること。  2 次期電波利用料を盛り込んだ改正電波法を4月1日から施行すること。

注1 法人又は団体にあたっては、その名称及び代表者の氏名を記載して下さい。

注2 記載欄が足りない場合は適宜別紙を用意下さい。用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、別紙にはページ番号を記載して下さい。

意見書

平成22年12月20日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 602-8027

住所 きょうとしかみぎょうくしもたちうりどおりしんまちひがしいる  
京都市上京区下立売通新町東入  
ひがしたちうりちよう195 ぼうはんかいかんない  
東立売町195 (防犯会館内)

氏名 しやだんほうじん きょうとふぼうさいむせんきょうかい  
社団法人 京都府防災無線協会  
電波利用との関係

防災用無線局の免許人

電話番号

電子メールアドレス

電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)に関し、下記のとおり意見を提出  
します。

<該当ページの番号>

別紙のとおり。

<該当本文>

別紙のとおり。

<意見>

別紙のとおり。

○「次期電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対する意見

<該当ページの番号>

7～8

<該当本文>

【第2段階】≪各種無線システムへの負担額の配分≫

I 「使用周波数帯域幅」の計算

算定対象外帯域を使用する無線局

- ① 使用する帯域幅が小さい無線システム(使用周波数帯域幅が3MHz以下のもの)
- ② ③ 略

II 各種無線システムへの特性の勘案

<特性係数>

- ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態:1/2
- イ、ウ 略
- エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2
- オ、カ 略

<意見>

当協会のシステムにおける減免措置につきましては、今年度2回(5月及び8月)の「意見募集」に申し入れた通りであります。今回の「具体化方針(案)」においては上記に該当するものと思っております。

従って、当協会システムへの料額算定では、上記【第二段階】「I」 「① 使用する帯域幅が小さい無線システム」なのであり、現行の「電波利用料料額表」で規定されている、26,500円/年/1局の料額から極端な計算を行えば、

$16\text{kHz}/3\text{MHz} \times 26,500 \div 141\text{円/年/1局}$  となります。

このような極端な算出ではなくとも、例えば、3MHz以下を1.5MHz以下、50kHz以下の3段階程度に分け、各々に適正な係数(1.5MHz以下は1/2、50kHz以下は1/3等)を乗じた減額が適切ではないかと思われます。

また、当方は上記の【第二段階】「II」 「ア及びエ」に該当するものであり、算定料額に1/4の特性係数が科せられても良いのではないかと考えます。

以上のとおりであります。当協会といたしましては近年の電波利用料が会費に占める割合が非常に大きく、協会の運営を圧迫している現状にあることに鑑み、今回の見直しの具体化方針では上記特性の適用を実施していただき、減免・減額の導入を強くお願いしたいと思います。

なお、本年8月に提出いたしました意見を添付いたしますので参考に願います。

8月における提出意見

- 1 今回の基本方針案には、「3 電波利用料の料額 (1) 電波の経済的価値の一層の反映」の中に、「電波の経済的価値を一層反映させるために各無線システムの使用帯域幅に応じた負担部分を拡大」とあります。

本年5月に提出しました意見の通り、使用帯域幅が3MHz以下と一括されて料額が定められているものを更に細分化して、当協会のシステムが使用している最も狭帯域である16KHzにおきましては、帯域幅に応じた負担額の設定をお願いしたいと考えております。

- 2 また、「(3) 使用帯域幅毎の負担の在り方」では、「現在適用している特性係数に関しては基本的に維持するが、現行の特性係数に替わるべき新たな措置を周波数帯毎の電波伝搬やシステム毎の電波利用形態等も踏まえ、検討する」とあります。

この「特性係数」の内、「国民の生命、財産に保護に著しく寄与するもの」の適用が社団法人であるということで適用外となっておりますが、本システムは非常通報釦が押下された場合には、瞬時の内に警察本部の通信指令室のモニターに内容が表示されるなど、警察組織と密接な関係の元に運用されているシステムであり、この特性係数に十分に値するものと考えます。

その他、当方の使用周波数は5都府県で共用しており、「同一システム内での複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態」と合わせた係数の適用が出来るものと思っております。

以上の通りであり、当協会員からも電波利用料に対する疑問を投げかけられ、減額を強く要望されているところでありますので、電波利用形態を勘案の上、減額措置をお願いするものであります。

## 意見書

平成22年12月21日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

〒107-8006

東京都港区赤坂5-3-6

株式会社 TBSテレビ

代表取締役社長 石原 俊爾

電話

電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）に関し、下記のとおり意見を提出します。

【 本件に関する連絡先 】

株式会社TBSテレビ  
デジタル放送企画室

電話

Email:

別紙

<p>①</p>	<p>&lt;該当ページの番号&gt; 7</p> <p>&lt;該当本文&gt;          特性係数については、基本方針を踏まえ、平成23年度からの3年間については、免許人の負担の急激な変化にも留意し、現行の特性係数を維持することとします。</p> <p>&lt;意見&gt;          放送事業者に対する現行の特定係数を維持することは妥当な判断であり、賛成したい。放送事業者は、電波利用の便益を広く国民に付与するために、通常の市場活動を超えたユニバーサル・サービスを提供しており、その責務等が法令等において規定されている。そのため、平成23年度から3年間を経過した後も、現行の特性係数を維持するべきだと考える。</p> <p>また先の次期電波利用料見直しの基本方針では、「地デジ移行後の空き周波数を使用するマルチメディア放送等には新たに特定係数の適用は行わない」とあったが、V-low帯で検討されている放送の一部セグメント（音声優先セグメント）には「防災機能」や「地域密着」などの強い公共性・公益性が求められている。こうした放送に携わる事業者には、現行の放送事業者と同様に、「国民の電波利用の普及に係る責務等」と「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の二点を勧告し、負担の軽減措置を適用することが妥当だと考える。</p>
<p>②</p>	<p>&lt;該当ページの番号&gt; 12、13</p> <p>&lt;該当本文&gt;          5. 電波利用料の負担</p> <p>&lt;意見&gt;          先の次期電波利用料見直しの基本方針への意見募集でも述べた通り、「電波の経済的価値を一層反映させるために使用帯域幅に応じた負担部分（a群）を拡大」することには反対する。料額算定の基準は、経済的価値のみに偏ることなく、電波利用の目的や社会的意義にも配慮すべきである。放送事業の社会的役割を無視して経済的価値だけをもとに過度の負担を課すことは、その存立基盤を危うくするものであり、不適切である。</p> <p>また電波監視や総合無線局監理システム等、電波利用共益事務の要素がより強いb群（無線局数で按分して負担する部分）の費用を縮小させることは、電波利用料制度の趣旨にもそぐわない。</p> <p>仮にa群の負担部分を拡大するにしても、拡大幅はあくまでバランスを保ち、極端な変更とならぬようにすべきである。</p>

意見書

平成 22 年 12 月 22 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課 電波利用企画室 宛

郵便番号 101-0054  
住所 東京都千代田区神田錦町3-6  
氏名 社団法人 全国陸上無線協会  
会長 川田 隆資

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

(担当) [REDACTED]

電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)に関し、下記のとおり意見を提出  
します。

<p>&lt;該当ページ番号&gt; 7 ページ、9 ページ、13 ページ</p>	
<p>&lt;該当本文&gt;7 ページ 【第2段階】《各種無線システムへの負担額の配分》 I 「使用周波数帯域幅」の計算 算定対象外帯域を使用する無線局の金額は、電波利用料負担の公平性の観点から、類似の無線システムの無線局の金額を類推適用するなど、その金額を別途適切に設定することとします。 ① 使用する帯域幅が小さい無線システム(使用周波数帯域幅が3MHz以下 のもの) ② 政策的な配慮が必要な無線システム(義務船舶局、義務航空機局等) ③ 公共性の高い国、地方公共団体の無線システム なお、電波利用料の料額算定対象期間中に使用周波数帯域幅が大きく変動することが想定される無線システムについては、原則として算定対象期間中の平均使用周波数帯域幅を用いることとします。</p>	
<p>&lt;該当本文&gt;9 ページ Ⅲ 各種無線システムの負担額の計算</p>	
<table border="1"> <tr> <td> <math display="block">\text{各種無線システムの配分額} = \frac{\text{各帯域の配分総額} \times \text{当該無線システムの使用する帯域幅} \times \text{特性係数}}{\sum (\text{各種無線システムの使用する帯域幅} \times \text{特性係数})}</math> </td> </tr> </table>	$\text{各種無線システムの配分額} = \frac{\text{各帯域の配分総額} \times \text{当該無線システムの使用する帯域幅} \times \text{特性係数}}{\sum (\text{各種無線システムの使用する帯域幅} \times \text{特性係数})}$
$\text{各種無線システムの配分額} = \frac{\text{各帯域の配分総額} \times \text{当該無線システムの使用する帯域幅} \times \text{特性係数}}{\sum (\text{各種無線システムの使用する帯域幅} \times \text{特性係数})}$	

<該当本文>13 ページ

(個別の主な無線局の料額の試算例)

- ・ 簡易無線局: 500 円(現行: 400 円)

<意見>

3G以下の簡易無線は、電波利用システムによって下記のとおり、3 分類され各々が使用する帯域幅に対する運用数(1 局当りの使用する帯域幅)に大きな格差が存在することから、各無線システムの負担額の計算に当っては、簡易無線を一括りで計算するのではなく、3 分類した計算としていただきたい。

(記)

3G以下の簡易無線分類	使用している帯域幅	免許及び登録局数 (総務省統計H22.10)	1局当りの使用帯域幅 (簡易な業務用を1とした格差)
150MHz及び400MHz帯の簡易無線 (簡易な業務用)	1.49MHz (小エリア簡易無線及び登録局を含む)	734,000 局 (小エリア簡易無線及び登録簡易無線局を含む)	2.03Hz (1)
900MHzの簡易無線 (パーソナル無線用)	2MHz	19,000 局	105.2Hz (51.8 倍)
950MHzの簡易無線 (電子タグ用)	4MHz (構内無線局と共用)	5,000 局 (登録簡易無線局 1,000 局 推定、構内無線局 4,000 局)	800Hz (394 倍)

以上

様式

意見書

平成 22 年 12 月 23 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 734-8511  
住所 ひろしましみなみくみなみまち 広島市南区皆実町1-8-2  
氏名 広島エフエム放送株式会社  
代表取締役社長 松田 弘  
電話番号 XXXXXXXXXX

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針」(案) に関し、別紙のとおり意見を提出します。

平成 22 年 12 月 23 日

広島エフエム放送株式会社

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）」に対する意見

<p>&lt;該当ページの番号&gt; 12～13</p>
<p>&lt;該当本文&gt;</p> <p>(2)料額が大幅に増加する無線局等への配慮</p> <p>基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準にとどめることとします。</p> <p>(中略)</p> <p>参考 2:広域専用電波等の料額（試算値）</p> <p>【前提条件】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 財政規模は、平成 22 年度歳入予算を基に 710 億円と想定。</li><li>・ 歳出の内訳は、平成 23 年度予算概算要求を基に設定 (a 群負担額 <math>\alpha</math> = 約 455 億円、b 群負担額 <math>\beta</math> = 約 255 億円)</li><li>・ 算定した料額が現行料額と比べて大幅に増加する無線局については、増加額を現行料額の概ね 20%増に抑える措置を適用</li></ul>
<p>&lt;意見&gt;</p> <p>電波利用料の制度設計として、a 群:b 群の比率を安易に変更すべきでないと考える。今回は a 群 : b 群の比率を 9 : 5 程度として試算されており、現行の 6 : 5 と比較して大幅な変更になることが示唆されている。</p> <p>FM ラジオ放送においては、国家的事業であるテレビジョン放送のアナログからデジタルへの移行に伴い、共建解消や、共用設備負担の増額等、収益に無関係な部分での費用負担が増大している現状である。従って、今回の料額算定の具体化方針案にあるような「a 群」の増大により利用料負担が増えることには納得がいかない。</p> <p>言うまでもなく、放送事業の高い公共性は誰もが認めるところであり、ラジオは平常時のみならず、非常災害時においても、被害状況や避難所の情報など、より地域に密着した情報を提供できるメディアである。厳しい経営環境の中、平成 20 年に実施された電波法改正により電波利用料負担が大幅に増大している。ラジオ放送の公共性等を考慮し、電波利用料について、増加額を一定の水準にとどめる措置は、激変緩和のために必要不可欠であり、当該無線局の料額増加はできる限り低く抑えるべきである。</p>

# 意見書

平成 22 年 12 月 21 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 028-5311  
住所 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24-9  
氏名 岩手県 一戸町長 稲葉 肇  
電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）に関し、下記のとおり意見を提出します。（注2）

<当該ページの番号>
<当該本文>
<意見> 受信障害対策中継放送を行う放送局（ギャップフィラー）は地上デジタル放送の難視聴解消を目的とした施設であり、隣接する中継局の受信範囲でありながら難視聴となっている地区に対し、周波数の変換等を行わずに再送信するもので、受信状況の改善を図るため止む無く設置するものである。 当該施設の運用に対し、一般の電波利用と等しく電波利用料を課すことは地上デジタル放送の推進が国策たることに鑑み、著しく不合理なうえ、その負担は良視聴地区との公平性も欠くものである。 当該施設については電波利用料を徴さないよう特例措置を講じられたい。

注1 法人又は団体にあたっては、その名称及び代表者の氏名を記載して下さい。

注2 記載欄が足りない場合は適宜別紙を用意下さい。用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、別紙にはページ番号を記載して下さい。

# 意見書

平成22年12月22日

総務省 総合通信基盤局 電波部  
電波政策課 電波利用料企画室 御中

郵便番号 540-8511

住所 おおさか府おおさか市ちゅうおうくばんばちょう  
大阪府大阪市中央区馬場町3-15

氏名 にしにっぽんでんしんでんわがくしきがいしゃ  
西日本電信電話株式会社

代表取締役社長 おおたけ しんいち  
大竹 伸一

電波利用 電気通信業務用無線局の免許人  
との関係

次期の電波利用料に関し、別紙のとおり意見を提出いたします。

【本件に関する連絡先】

西日本電信電話株式会社

ネットワーク部 企画部門

電話番号： [REDACTED]

メールアドレス： [REDACTED]

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）」に関して、意見を述べる機会を頂きまして誠にありがとうございます。

以下のとおり弊社の意見を申し上げます。

1. 電波の経済的価値に係る要素（使用帯域幅、出力等）に応じて負担する部分（a群）について

（1）各種無線システムへの負担額の配分について

弊社は「日本電信電話株式会社等に関する法律（第3条）」により、山間地や離島などへ電気通信サービスを公平かつ安定的に提供する責務があります。

更に、「災害対策基本法（第2条）」による指定公共機関として、内閣総理大臣から指定を受けております。

このため、採算の難しい山間地や離島などのエリアへは、ルーラル加入者無線局、マイクロ固定局及び、地球局等を用いて電気通信サービスを提供しており、併せて、災害時等の対応に災害対策用通信の無線局を備えております。

これらの無線局については、公共性の高い用途であることから、使用帯域毎の負担の在り方について、現状の電波利用料減免措置の適用拡大を含めた値下げを要望いたします。

（2）各種無線システムへの特性の勘案について

公共性の高い無線局については、特性係数による減免措置の適用拡大を要望します。

2. 無線局数で按分して負担する部分（b群）について

各無線局のデータベースの使用量に応じた負担額の加算を行う方式から無線局数で均等配分する方式への変更は、料額体系の簡素化、料金の低廉化につながるもので賛同致します。

以上



意見書

平成 22 年 12 月 24 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 137-8088

住所 東京都港区台場 2-4-8

氏名 (株) フジテレビジョン

代表者 取締役副社長 横井 亮介

電話番号

電子メールアドレス

電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針に関し、下記の通り意見を提出します。

①	<p>&lt;該当ページの番号&gt; 7</p> <p>&lt;該当本文&gt; 特性係数については、基本方針を踏まえ、平成23年度からの3年間については、免許人の負担の急激な変化にも留意し、現行の特性係数を維持することとします。</p> <p>&lt;意見&gt; 公共性等を勘案した特性係数が維持されたことに賛成します。 本来、特性係数は、法律上の義務に密接に関連するなど、多分に普遍的な性格を持っているものであり、今後もその考え方や制度措置を維持していくことが必要と考えます。</p>
②	<p>&lt;該当ページの番号&gt; 12~13</p> <p>&lt;該当本文&gt; (2) 料額が大幅に増加する無線局等への配慮 基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準にとどめることとします。</p>

参考2：広域専用電波等の料額（試算値）

（中略）

・算定した料額が現行料額と比べて大幅に増加する無線局については、増加額を現行料額の概ね20%増に抑える措置を適用

<意見>

増加額を現行料額の概ね20%増に抑える措置は、免許人負担の急激な変化を緩和するためにも妥当であると考えます。

ただし、この措置は、適切な料額計算の結果に対してのみ適用されるべきものであり、20%以内であることを理由に負担増を強いるなど、増額ありきの恣意的な手段として用いられることのないよう、慎重な運用を求めます。

<該当ページの番号> 13

<該当本文>

参考2：広域専用電波等の料額（試算値）

（中略）

・歳出の内訳は、平成23年度予算概算要求を基に設定  
（a群負担額 $\alpha$ ＝約455億円、b群負担額 $\beta$ ＝約255億円）

<意見>

表記の試算値によると、現行6：5とされているa群とb群の比率がおおよそ9：5に大幅に変更されています。

電波の経済価値を反映した見直しはこれまでに相当程度行われており、a群の歯止めのない拡大には反対します。

電波利用料制度の創設時から、無線局数（b群）が料額算定における基本的な要件であり、さらに基本方針で「電波利用料の性格は引き続き維持することが適当」とされている以上、a群とb群の比率の変更には、慎重な態度が求められると同時に、比率を変更する際には、明確な根拠と説明が不可欠であると考えます。

## 意見書

平成22年12月24日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

〒107-8001

東京都港区赤坂5-3-6

株式会社TBSラジオ&

コミュニケーションズ

代表取締役社長 加藤 嘉一

電話

電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）に関し、下記のとおり意見を提出します。

【 本件に関する連絡先 】

株式会社TBSラジオ&

コミュニケーションズ

電話

Email:

別紙

①	<p>&lt;該当ページの番号&gt; 1、7、11</p> <p>&lt;該当本文&gt;          次期電波利用料の見直しに関する基本方針 ポイント          電波利用料の料額          特性係数→地デジ移行後の空き周波数帯を使用する免許人は、基本的に新たな軽減措置の運用を行わない。</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>マルチメディア放送等の地デジ移行後の空周波数帯について、基本的に新たに特性係数の適用等の軽減措置は行わないとの方針について、本年7月に公表された「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会」報告書の提言にて、V-Low帯において、既存ラジオ事業者が一定の条件を満たせば、音声優先セグメントでサイマル放送が実施できるとの考え方が示されており、このセグメントには防災機能や地域情報の担い手としての強い公共的な役割が求められております。次期電波利用料の見直しに関する基本方針(案)の意見募集時にも述べた通り、こうした放送に携わる事業者には、現行の放送事業者と同様に、「国民への電波利用の普及に係る責務等」と「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の二点を勘案した負担の軽減措置を適用することが妥当であり、電波利用料が、新規メディア立ち上げを希望する事業者の参入の障壁とならないよう配慮すべきと考えます。</p>
②	<p>&lt;該当ページの番号&gt; 7</p> <p>&lt;該当本文&gt;特性係数については、基本方針を踏まえ、平成23年度からの3年間については、免許人の負担の急激な変化にも留意し、現行の特性係数を維持することとします。</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <p>特性係数が維持されることに、賛成いたします。          特性係数に関しては、放送事業者が今後も公共的な役割を果たすためにも必要不可欠な措置であり、平成23年からの3カ年が経過した後も、現行の特性係数と同等の措置が、維持されるべきと考えます。</p>

別紙

③	<該当ページの番号> 12～13
	<該当本文> 5. 電波利用料の負担 （2）料額が大幅に増加する無線局等への配慮
	<意見> 先の次期電波利用料見直しの基本方針への意見募集でも述べた通り、料額算定の基準は経済的価値にだけに偏ることなく、電波利用の目的や社会的意義、公共的な役割等も十分配慮されるべきと考えます。よって経済的な価値を一層反映させ、a群を増やす方針については、反対いたします。 また増加額を一定の水準にとどめる措置は、経営状況の大変厳しいラジオ事業者にとっては、必要不可欠な措置であり、当該無線局の料額増加に関しては、出来る限り低く抑えるべきと考えます。

# 意見書

平成 22 年 12 月 24 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 150-8001  
住所 とうきょうとしぶやくじんなん  
東京都渋谷区神南 2-2-1  
名称 にっぽんほうそうきょうかい  
日本放送協会  
代表者 ふくち しげお  
福地 茂雄

電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(連絡先)

経営企画局

副部長

電話番号

電子メールアドレス

技術局計画部

副部長

電話番号

電子メールアドレス

(別紙)

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」への意見

日本放送協会

<p>&lt;該当のページ番号&gt; 2</p>
<p>&lt;該当本文&gt;</p> <p>料額の算定に当たっては、基本方針において、電波利用料に電波の経済的価値を一層反映するとの方向性が示されていることを考慮しつつ、現行と同様、電波利用料共益事務の処理に要する費用を次のとおり大きく「a群」と「b群」に分類します。</p>
<p>&lt;意見&gt;</p> <p>NHKは、視聴者が負担する受信料によって運営されている公共放送であり、電波を利用することによって利益を得る企業とは基本的に性格を異にしています。従って、電波利用料に電波の経済的価値を一層反映させるためとして、「a群」の比率の増加をNHKに適用することには、反対します。</p>
<p>&lt;該当のページ番号&gt; 7</p>
<p>&lt;該当本文&gt;</p> <p>特性係数については、基本方針を踏まえ、平成23年度からの3年間については、免許人の負担の急激な変化にも留意し、現行の特性係数を維持することとします。</p>
<p>&lt;意見&gt;</p> <p>平成23年度からの3年間について、現行の特性係数が維持されたことは適当であると考えます。なお、NHKは、あまねく全国に豊かで、かつ、良い放送番組を届け、また、災害の場合の放送を迅速かつ的確に提供するよう、放送法で規定された公共放送としての使命があり、この責務を果しています。平成23年度からの3年間にとどまらず、平成26年度以降の電波利用料においても、NHKの公共性を勘案し、特性係数が維持されることを要望します。</p>
<p>&lt;該当のページ番号&gt; 11</p>
<p>&lt;該当本文&gt;</p> <p>「b群」相当額については、無線局数で均等配分した金額を、無線局ごとの負担額とします。</p>
<p>&lt;意見&gt;</p> <p>「b群」の無線局数で按分して負担する部分を無線局数の単純な均等割りにすることは、今後の地上デジタル放送の新たな難視対策に有効な難視対策用ギャップファイラーの料額を低廉化することにつながることから適当であると考えます。</p>



意見書

平成22年12月24日

総務省 総合通信基盤局 電波部  
電波政策課 電波利用料企画室 御中

郵便番号 163-8019  
住所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅく 東京都新宿区西新宿3-19-2  
氏名 ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ 東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 えいべ 江部 つとむ 努  
電波利用 電気通信業務用無線局の免許人  
との関係

次期電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

【本件に関する連絡先】

東日本電信電話株式会社  
ネットワーク事業推進本部 設備部  
設備計画部門 [REDACTED]  
電話番号： [REDACTED]  
メールアドレス： [REDACTED]

「電波利用料制度の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）」について、意見を述べる機会を頂きまして誠にありがとうございます。以下のとおり弊社の意見を提出いたしますので、よろしく取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

## 1. 「a群」に係る金額の計算方法について

弊社は「日本電信電話株式会社等に関する法律」第3条にて、離島・山間部のエリアでも電気通信サービスを公平かつ安定的に提供する責務があります。また、「災害対策法」第2条における指定公共機関として、内閣総理大臣より指定を受けております。

このため、採算の難しい離島・山間部へのエリアヘルール加入者無線局、マイクロ固定局および地球局などを用いて電気通信サービスを提供しており、併せて、災害時等の対応に災害対策用通信の無線局を備えております。

これら離島・山間部では都市部に比べ需要も極めて低いことから、現行の利用料額からの更なる値下げを要望いたします。

### 【第2段階】各種無線システムへの負担額の配分について

特性係数について、弊社で運用している無線局については、公共性の高い用途及び非逼迫地域で使用する無線局であり、平成23年度からの3年間に限らず、それ以降も継続して運用を行うことから、現行の特性係数の維持並びにさらなる負担軽減いただきますよう要望いたします。

## 2. 電波利用料の負担について

基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等について、増加分を一定の水準にとどめることは、免許人の負担の急激な変化に留意することから賛成いたします。

以上

## 意見書

平成 22 年 12 月 24 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 殿

郵便番号 〒102-8002

住所 とうきょうとちよだくこうじまちいち-じゅうに  
東京都千代田区麹町1-12

氏名 とうきょうめとるぼりたんでれびじょんかぶしがいしゃ  
東京メトロポリタンテレビジョン株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう なかがわ けんぞう  
代表取締役社長 中川 謙三

電話番号

電子メールアドレス

電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）に関し、下記のとおり意見を提出します。

〈該当ページの番号〉

11 ページ

〈該当本文〉

### Ⅲ 出力の勘案

PHSの基地局のように、個々の無線局の出力に大きな差が認められるものについては、必要に応じ、出力を勘案して料額を計算します。（参考1）

また、テレビジョン放送局の場合、出力に加え、広域圏における放送であるか否か等も勘案することとします。

〈意見〉

個々の無線局への負担配分につきましては、「テレビジョン放送局の場合、出力に加え、広域圏における放送であるか否か等も勘案することとします。」と示されておりますが、まさしく弊社は県域免許に基づく県域放送局であって、「広域圏における放送」には該当しないものと考えます。

是非、次期電波利用料の改定にあたり、前回提出した意見書（平成22年5月18日付け及び平成22年8月16日付け）のとおり別表第六（電波法第百三条の二関係）の無線局の区分の改正について、「設置場所が特定地域の区域内であっても県域放送であるもの」を追加するよう、要望いたします。

# 意見書

平成 22 年 12 月 27 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

〒102-8080  
とうきょうとちよだくこうじまち  
東京都千代田区麴町 1-7  
(株)エフエム東京  
ふきたみちおみ  
代表取締役社長 富木田 道臣

電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）に対する意見を、下記のとおり提出します。

## 【意見】

①	<該当ページの番号> 7
	<該当本文>  特定係数については、基本方針を踏まえ、平成23年度からの3年間については、免許人の負担の急激な変化にも留意し、現行の特定係数を維持することとします。
	<意見>  電波利用料の負担額において、ラジオ放送が、「国民への電波利用の普及に係る責務等」に規定されかつ「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」と位置付けられた上で、これらの公共性を勘案した特性係数（1／4）が盛り込まれている点については、適切で妥当な措置であると考えている。  ただし、ラジオ放送の担う「国民への電波利用の普及に係る責務等」および「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の位置付けは、今後も不変であるべきものと考えているため、平成 23 年度からの 3 年間が経過した後も、現行の特性係数が維持されるべきである。



## 意見書

平成22年12月24日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 999-2292

やまがたけんなんようしみつまでおり 4 3 8 ばんち の 1

住所 山形県南陽市三間通436番地の1

なんようし きかくざいせいか たんどう

氏名 南陽市 企画財政課 担当

電波利用との関係 辺地共聴組合の担当者

電話番号

電子メールアドレス

電波利用料に関し、下記のとおり意見を提出します。

### 料額算定について

算定の考え方が非常に理解しがたく、地方の自治体担当はじめ、関心を持つ一般国民に意見を求めるパブリックコメントとは解しがたい専門的な内容であります。

専門的な見解でなくして、地方の難視対策を実施しなければならない自治体及び共聴組合の思いをくんで反映いただきたく意見を述べるものであります。

受信障害対策中継放送を行う無線放送局の場合は、

①3GHz以下の帯域の細分化を検討願いたい。送信出力の分類の範囲が広すぎ、今後放送事業者以外での設置が予想される0.05W無線局への配慮を再考願いたい。(営利を目的としない者との区別を検討願いたい)

②全国を4地域に区分した係数における過疎地域等については、単なる過疎法に準じた定義で括ることなく、全国の難視対策を講じた共聴組合が経費のかからない枠組みを再考願いたい。

現行のままでは、当市の無線局共聴組合の電波利用料は202,300円になります。対応せざるを得なかった共聴組合の維持管理経費にも目を向け、是非救っていただきたい。

## 意見書

平成 22 年 12 月 27 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室御中

郵便番号 106-8001  
(ふりがな) とうきょうとみなとくろっぼんぎ 6-9-1  
住 所 東京都港区六本木 6-9-1  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ テレビあさひ  
氏 名 株式会社 テレビ朝日  
代表取締役社長 早河 洋

電波利用料の見直しにかかる料額策定の具体化方針に対し、下記のとおり意見を提出します。

<該当ページの番号>

7

<該当本文>

特性係数については、基本方針を踏まえ、平成 23 年度からの 3 年間については、免許人の負担の急激な変化にも留意し、現行の特性係数を維持することとします。

<意見>

放送事業は、正確な情報を迅速、的確、安定的に提供するなどの使命を負っています。それは災害時などの非常時に限りません。

こうした日々の取材活動等を経て集めた情報をエリア内の視聴者に一齐に効率的に届けるため、広い周波数帯域幅を用いる高出力のシステムが必要となります。電波利用料負担の算定にあたっては、放送事業が持つこうした公共的な役割と事業特性について、十分勘案されることを希望いたします。

よって「放送の特性係数=1/4」を維持することは、妥当な措置であり賛成します。また平成 23 年度からの 3 年間が経過した後も現行の特性係数と同等の措置が必要不可欠と考えます。

今回は電波利用料の算定にあたって「a 群」:「b 群」の比率を 9 : 5 程度として試算を行っており、現行の 6 : 5 と比較して大幅な変更になることが示唆されていますが、使用する周波数帯域幅が広いことがすなわち電波の経済的価値が高いということではないと考えます。こうした変更は安易に行うべきではなく、万が一行うことになった場合でも激変緩和措置は不可欠と考えます。

以上

## 意見書

平成22年12月24日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号:553-8503

住所:大阪市福島区福島1-1-30

氏名:朝日放送株式会社

代表取締役社長 渡辺克信

連絡先:朝日放送株式会社 経営戦略室

担当者: [REDACTED]

担当者電話番号: [REDACTED]

担当者電子メール: [REDACTED]

電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）に関し、下記のとおり意見を提出します。

＜該当ページの番号＞ 2

＜該当本文＞ なお、地上放送のデジタル化への円滑な移行のための環境整備・支援業務については、当該業務が多岐にわたる業務を含んでいることから、それぞれの業務の性質に応じてその費用をa群またはb群に分類することとします。

＜意見＞ 跡地周波数利用も含めた事業のあり方に沿った措置であり妥当である。

＜該当ページの番号＞ 7

＜該当本文＞ 特性係数については、基本方針を踏まえ、平成23年度からの3年間については、免許人の負担の急激な変化にも留意し、現行の特性係数を維持するこ

とします。

<意見> 現行の特性係数を維持することは妥当である。

特性係数による勘案は、その無線システムが受けている法令上の義務や、その役割から行われている。従って、免許人の負担の急激な変化が望ましくないだけでなく、その形態が変わらない以上、平成23年度からの3年間が経過した後も現行と同様の措置が不可欠である。また、国民の安心、安全に寄与し公共性を持つ新たな無線システムに対しても同様の措置が必要と考える。

<該当ページの番号>12~13

<該当本文> 5. 電波利用料の負担

(1)電波利用料の料額とその負担

個別の無線局に係る電波利用料については、原則として、「a群」に対応する金額に「b群」に対応する金額を加えたものとします。

ただし、広域専用電波の電波利用料を支払う免許人については、その電波利用料と個別の無線局に係る電波利用料(「b群」に対応する金額のみから算定)を負担することとなります。

(2)料額が大幅に増加する無線局等への配慮

基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準にとどめることとします。

(中略)

【前提条件】

・財源規模は、平成22年度歳入予算を基に710億円と想定。

・歳出の内訳は、平成23年度予算概算要求を基に設定

(a群負担額 $\alpha$ ＝約455億円、b群負担額 $\beta$ ＝約255億円)

・算定した料額が現行料額と比べて大幅に増加する無線局については、増加額を現行料額の概ね20%増に抑える措置を適用

【試算結果】

広域専用電波(地上系システム)：1MHz当たり約9600万円

無線局ごとの料額(b群)：200円

(個別の主な無線局の料額の試算例)

・簡易無線局：500円(現行料額：400円)

・アマチュア無線局：300円(現行料額と同じ)

・携帯電話基地局※：200円(現行料額：3,000円)※広域専用電波を使用する場合

その他、固定マイクロ局、人工衛星(地球局)等については、増分を概ね20%に抑える措置を適用し、概ね現行料額の1.2倍に設定。

<意見> a群、b群の比率の変更は安易に行うべきではない。電波の経済的価値は帯域幅だけで決まるものではなく、無線局の数が多ければ多くの利用者を持つ事業を展開することが可能であり、その無線システムの経済的価値は高いと言える。従って、この試算においてa群の比率が大幅に大きくなっていることには問題がある。

また、料額が増加する場合、当該無線システムを使った事業を安定的に行うためにも増加額を一定の水準にとどめる措置は不可欠である。

以上

意見書

平成22年12月27日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 殿

〒530-8408

住所 おおさかしかしきたくほうぎまち 大阪市北区扇町二丁目1番7号

名称 関西テレビ放送株式会社

氏名 代表取締役社長 とくい すみお 福井 澄郎

電波利用料との関係 放送局の免許人

連絡先

TEL

e-mail

電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）に関して、下記のとおり意見を提出します。

<p>&lt;該当ページ&gt; 7ページ</p>
<p>&lt;該当文章&gt; II 各種無線システムへの特性の勘案 以下5行目 特性係数については、基本方針を踏まえ、平成23年度からの3年間については、免許人の負担の急激な変化にも留意し、現行の特性係数を維持することとします。</p>
<p>&lt;意見&gt; 特性係数の維持は3年間という具体的な期間の表現があるが、平成26年度以降についても、放送における公共性、携帯事業者との電波利用料の負担構造の違いを十分理解し特性係数の意味合いを無くすることなく、さらなる料額の負担が発生することの無いよう強く要望する。また、放送事業者の意見を十分に反映されることを要望する。</p>

<該当ページ>

12ページ、13ページ

<該当文章>

5. 電波利用料の負担

(2) 料額が大幅に増加する無線局等への配慮

基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準にとどめることとします。

参考2：広域専用電波等の料額（試算値）

【前提条件】

・算定した料額が現行料額と比べて大幅に増加する無線局については、増加額を現行料額の概ね20%増に抑える措置を適用

<意見>

免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定水準にとどめるとあり、参考2の料額試算値として、一部無線局について増加分を現行料額の概ね20%に抑えるという数字が示されているが、現行制度における平成23年度料額は平成22年度より大幅な増額となっており、今回の見直し料額による増加分については平成22年度料額からの増加分も考慮に入れるべきであり、平成22年度からの料額の増加を極力抑制するよう要望する。

意見書

平成22年12月27日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 108-0075

(ふりがな) とうきょうとみなとくこうなんにちようめじゅうろくほんいちごう  
住 所 東京都港区港南二丁目16番1号

(ふりがな) かぶしがいいしゃ  
氏 名 UQコミュニケーションズ株式会社

のざか あきお  
代表取締役社長 野坂 章雄

電話番号 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）に関し、下記のとおり意見を提出します。

<p>&lt;該当ページの番号&gt; 11ページ</p>
<p>&lt;該当本文&gt; 4. 「b群」に係る金額の計算方法 b群相当額については、無線局数で均等配分した金額を、無線局ごとの負担額とします。</p>
<p>&lt;意見&gt; WiMAX方式については1契約複数機器利用サービスの未使用機器の電波利用料も徴収されている一方で、SIM方式については同様のケースで徴収されていません。このような採用する方式間での電波利用料の不平等を解消するために、WiMAX方式についても1契約複数機器利用サービスの未使用機器の電波利用料について徴収しないような算定及び制度改正をして頂きたいと考えます。</p>

以上

意見書

CPD-総-2010-023

平成22年12月27日

総務省 総合通信基盤局 電波部  
電波政策課 電波利用料企画室 御中

郵便番号 107-0052

(ふりがな) 住所 東京都港区赤坂一丁目14番14号

(ふりがな) 氏名 スカパーJSAT株式会社  
代表取締役執行役員社長 秋山 政徳

連絡先

TEL:

E-mail:

電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

<p>&lt;該当ページの番号&gt;P.5</p>
<p>&lt;該当本文&gt;</p> <p>3. 「a 群」に係る金額の計算方法</p> <p>【第 1 段階】《逼迫帯域への負担額の配分》</p> <p>○逼迫帯域の考え方及び帯域ごとの負担額の配分</p> <p>逼迫帯域については、電波の利用状況に鑑み、現行と同様に 6GHz 以下の帯域を観念することが適当であり、「a 群」の徴収総額 <math>\alpha</math> 億円を基本的に当該逼迫帯域に配分することとします。</p> <p>なお、非逼迫帯域(6GHz 超)を使用する無線局の料額については、逼迫帯域を使用する類似の無線局等の「a 群」に係る算定金額を参考としつつ、適切に設定することとします。(後略)</p>
<p>&lt;意見&gt;</p> <p>現行の電波利用料においても、非逼迫帯域(6GHz 超)を使用する人工衛星局及び地球局は、他の 6GHz 超を使用する無線局と比べて、非常に高額な負担をしています。「a 群」の徴収総額を基本的に当該逼迫帯域に配分することについては、「a 群」の徴収趣旨に合致すると考え賛同致しますが、その趣旨に鑑み、「a 群」における類似の無線局に対する料額の上昇に伴って、非逼迫帯域(6GHz 超)を使用する人工衛星局及び地球局の料額が上昇することのないように、適切に設定(当該無線局の料額の維持、又は、低減)していただくことを要望致します。</p>

<p>&lt;該当ページの番号&gt;P.13</p>
<p>&lt;該当本文&gt;</p> <p>参考 1: 料額表の区分イメージ</p> <p>①「3~6GHz」の帯域における無線局の料額表</p>
<p>&lt;意見&gt;</p> <p>3GHz 超 6GHz 以下を使用する人工衛星局において、仮に弊社が負担する電波利用料額が同じであっても、料額に係る帯域幅の区分を見直していただくことで、弊社側の判断により免許を取得し、利用できる帯域が増加する可能性もあるため、例えば以下の通り、料額の区分を見直していただくことを要望致します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・使用する電波の周波数の幅が 3MHz 以下のもの(現行通り)</li><li>・使用する電波の周波数の幅が 3MHz を超え 280MHz のもの(現行:3MHz - 200MHz)</li><li>・使用する電波の周波数の幅が 280MHz を超え 560MHz のもの(現行:200MHz - 500MHz)</li><li>・使用する電波の周波数の幅が 560MHz を超えるもの(現行:500MHz 超)</li></ul>

<p>&lt;該当ページの番号&gt;P.13</p>
<p>&lt;該当本文&gt;</p> <p>参考 2: 広域専用電波等の料額(試算値)</p> <p>【前提条件】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 算定した料額が現行料額と比べて大幅に増加する無線局については、増加額を現行料額の概ね 20% 増に抑える措置を適用</li></ul> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ その他、固定マイクロ局、人工衛星(地球局)等については、増分を概ね 20%に抑える措置を適用し、概</li></ul>

ね現行料額の 1.2 倍に設定。

<意見>

前回平成20年度の料額改正において、6GHz以下の人工衛星局の電波利用料は、40%程度の増額となり、弊社経営にも少なからず影響を与えております。次期歳出規模(710億円)は、今期歳出規模(680億円)の約 4.4%増であることに鑑みて、4.4%程度の増加は許容致しますが、その他の要因での料額の増加は10%程度としていただき、概ね 15%増以内を目安にご検討いただき、「その他、固定マイクロ局、人工衛星(地球局)等については、増分を概ね 20%に抑える措置を適用し、概ね現行料額の 1.2 倍に設定。」という表現を、「その他、3GHz 超 6GHz 以下を使用する固定マイクロ局、人工衛星(地球局)等については、増分を 20%以内に抑える措置を適用し、現行料額の 1.2 倍以下に設定。」に変更していただくことを要望致します。

様式

意見書

平成22年12月27日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号: 105-0014

(ふりがな)

住所 東京都港区芝3-1-15

(ふりがな) ていきこうくきょうかい

氏名: 定期航空協会

理事長 辻岡 明

電波利用との関係: 航空事業者団体

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス:  
[REDACTED]

電波利用料の見直しに係る料金算定の具体化方針(案)に関し、下記のとおり意見を提出します。

<該当ページの番号>

1ページ

<該当本文>

図1 基本方針ポイント 電波利用料額

<意見>

航空機運送事業で利用される無線機器は、安全運航に欠かす事が出来ないものであり、且つ、大半は世界的にも共通な周波数帯域を用いております。よって、航空機の運航に必要とされる電波利用(電波高度計等)については、公共性、安全性、世界的共通性の観点及び昨今の航空業界における状況を鑑み、負担額を最小限に止める等の格別なるご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

## 意見書

平成 22 年 12 月 27 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 殿  
郵便番号 540-8510

住所：大阪府中央区城見2-2-33

氏名：読賣テレビ放送株式会社

越智 常雄（おちつねお）

電話番号：[REDACTED]

電子メールアドレス：[REDACTED]

(※ 電話番号とメールアドレスは担当窓口)

電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）に関し、下記のとおり意見を提出します。

<7 ページ> II 各種無線システムの特性の勘案

<8 ページ> 特性係数のウ及びエ

<該当本文>

特性係数については、基本方針を踏まえ、平成 23 年度からの 3 年間については、免許人の負担の急激な変化にも留意し、現行の特性係数を維持することとします。

<該当本文>

ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等：1/2

放送局など、電波利用の便益を広く国民に付与するため、通常の市場活動を超えてユニバーサル・サービス又はこれに準じた責務等が法令等において規定されているものについては、その公共性を勘案することとします。

エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの：1/2

船舶局、航空機局など、国民の生命、身体の安全及び財産の保護に寄与するものについては、その公共性を勘案することとします。

<意見>

現行の特性係数を維持することは評価できる。平成 26 年度以降も地上放送の役割などから公共性を勘案した特性係数のウ及びエを継続すべきである。その際、合わせて、免許人の負担の急激な変化にも引き続き留意されたい。

<11 ページ> III 出力の勘案

<該当本文>

また、テレビジョン放送局の場合、出力に加え、広域圏における放送であるか否か等も

<p>勘案することとします。</p>
<p>&lt;意見&gt;</p> <p>「広域圏における放送局」の中でも広域エリアが異なると収益や経営力には大きな差があり、出力を勘案しての料額計算に際しては、その点も反映させることが必要である。</p>
<p>&lt;12 ページ&gt; (2) 料額が大幅に増加する無線局等への配慮</p> <p>&lt;13 ページ&gt; 参考2：前提条件の第3項目</p>
<p>&lt;該当本文&gt;</p> <p>基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準にとどめることとします。</p> <p>&lt;該当本文&gt;</p> <p>算定した料額が現行料額と比べて大幅に増加する無線局については、増加額を現行料額の概ね20%増に抑える措置を適用。</p>
<p>&lt;意見&gt;</p> <p>増加分を一定の水準にとどめるとする方針を評価します。20%増は相当な急増であり、更に小幅な増加に抑えることが必要と考えます。</p> <p>その際、平成23年7月のアナログ放送終了に伴い、料額が急増する個別放送事業者が出てくることのないよう十分な配慮が求められる。</p>

# 意見書

平成22年12月27日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

氏名

株式会社IBC岩手放送

代表取締役社長 阿部 正樹

株式会社テレビ岩手

代表取締役社長 矢後 勝洋

株式会社岩手めんこいテレビ

代表取締役社長 佐藤 滋樹

株式会社岩手朝日テレビ

代表取締役社長 富永 健治

電波利用料に関し、別紙のとおり意見を提出します。

【本件に関する連絡先】

株式会社IBC岩手放送

住所

電話番号

電子メール

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

別紙

電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）に関し、下記のとおり意見を提出します（注2）

<p>&lt;当該ページの番号&gt;</p> <p>11</p>
<p>&lt;当該本文&gt;</p> <p>電波利用料の料額算定について</p> <p>Ⅲ 出力の勘案 テレビジョン放送局の場合、・・・</p>
<p>&lt;意見&gt;</p> <p>岩手県放送事業者は経営環境の厳しい状況のなか、地域の基幹メディアの責務として国策である地上デジタル放送整備に取り組んでまいりましたが、アナログ放送終了後はアナログ施設の撤去と厳しい環境が続きます。</p> <p>つきましては、電波利用料の負担については、テレビの公共性からも下記のとおり特段の配慮を望みます。</p> <p>◆ ミニサテ等の小規模局電波利用料は現状空中線電力 0.02W未満、0.02W以上で分けられている区分を、0.05W以下、0.05W超えに変更すること。</p>
<p>&lt;理由&gt;</p> <p>雪国である岩手は、受信者の受信空中線に雪が積もることにより受信電界低下となりデジタル特有の受信不能になることから、ミニサテ局は受信電界に余裕を持たせることにより安定受信を確保することが必要。</p> <p>ミニサテ局は難視解消を目的とした施設であり、世帯数も数十世帯と少なく、エリアが限られているため空中線電力の増力による混信の問題は無いため、新たな難視等の送信側対策には有効な手段である。</p> <p>しかし、今後ミニサテ局を設置する場合、電波利用料の料額が高額であるために、過大な負担が生じないよう実態に合わない空中線電力を選択することも考えられるため、電波利用料の料額の低廉化を求めるもの。</p> <p>また、地方自治体及び組合が設置するギャップフィルター施設も 0.01W～0.05Wのものがあるため、区分を変えると電波利用料の料額の低廉化が図れるもの。</p>

注1 法人又は団体にあたっては、その名称及び代表者の氏名を記載して下さい。

注2 記載欄が足りない場合は適宜別紙を用意下さい。用紙の大きさは、日本工業規格A4番とし、別紙にはページ番号を記載して下さい。

平成 22 年 12 月 27 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 105-7317  
住所 (ふりがな) 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
氏名 (ふりがな) ソフトバンクモバイル株式会社  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義  
電波利用との関係 無線局の免許人

郵便番号 105-7316  
住所 (ふりがな) 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
氏名 (ふりがな) ソフトバンクテレコム株式会社  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義  
電波利用との関係 無線局の免許人

当該意見募集に関しまして、今回このような意見募集の機会を設けていただいたことに、厚く御礼申し上げます。

電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)に関し、下記のとおり意見を提出します。  
尚、問い合わせ等は、下記連絡先で対応致しますので、宜しくお願い致します。

(連絡先)

ソフトバンクモバイル株式会社

電話番号

電子メール

## 意見書（要旨）

1. ホワイトスペースの環境整備費用は、用途拡大の恐れがあることから、ホワイトスペースの活用のための研究・技術開発（a 群）に限定し、ホワイトスペース特区等の事業運営等の費用に電波利用料を充当するべきではない。また、ホワイトスペース事業者も携帯端末向けマルチメディア放送と同様に帯域利用料も支払うべきである。
2. 電波利用料内訳が示されている電波利用料財源予算状況ホームページにおける「無線システム普及支援事業」費用は、「携帯電話等エリア整備支援事業」と「地上放送デジタル化移行費用」を分けた予算状況を年度毎に示すべきである。
3. 特性係数は、中期的な見直しを行うことを本具体化方針案に明記し、放送と通信のアンバランスを解消するため確実に放送帯域に対する特性係数の見直しを実施するべきである。
4. 地域特性係数の都道府県別の密度は、上位・下位都道府県だけではなく、すべての都道府県を明記するべきである。また、当該係数を使用した計算式を本具体化方針に明記するべきである。

## 意見書

<p>&lt;該当ページの番号&gt;</p> <p>3ページ</p>
<p>&lt;該当本文&gt;</p> <p>【見直し後（平成23～25年度平均）】</p> <p>平成23年度概算要求において約712億円を要求中</p> <p>(a群)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電波資源拡大のための研究開発</li> <li>・無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備支援事業）</li> <li>・地上放送のデジタル化への円滑な移行のための環境整備・支援事業（一部）</li> </ul> <p>等</p> <p>(b群)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電波監視施設の整備・運用等</li> <li>・総合無線局監理システムの整備・運用</li> <li>・地上放送のデジタル化への円滑な移行のための環境整備・支援業務（一部）</li> </ul> <p>等</p>
<p>&lt;意見&gt;</p> <p>ホワイトスペースの環境整備費用は、使途拡大の恐れがあることから、ホワイトスペースの活用のための研究・技術開発（a群）に限定し、ホワイトスペース特区等の事業運営等の費用に電波利用料を充当するべきではないと考えます。</p> <p>また、ホワイトスペース事業者のみ特別扱いするのではなく、電波利用に見合った帯域利用料（a群）及び無線局利用料（b群）の応分の負担をするべきであると考えます。例えば携帯端末向けマルチメディア放送は、サービス立ち上げ如何に係らず収入がない中で帯域に係る電波利用料が発生します。同じ放送事業者であればホワイトスペース事業者も携帯端末向けマルチメディア放送と同様に帯域利用料も支払うべきであると考えます。</p> <p>ただし、特定の地域で利用するのであれば、地域係数をホワイトスペースに合わせて細分化する等電波利用に合わせた係数で電波利用料を支払うべきであると考えます。</p> <p>ホワイトスペースの環境整備費用は、基本方針（平成22年8月30日）では電波利用料の重点的に推進する使途として示されていましたが、本具体化方針ではa群・b群の分類等の記載がないため分類を明らかにするべきであると考えます。</p>

<p>&lt;該当ページの番号&gt; 3 ページ</p>
<p>&lt;該当本文&gt; 【見直し後（平成 23～25 年度平均）】 平成 23 年度概算要求において 約 712 億円を要求中</p> <p>(a 群)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電波資源拡大のための研究開発</li> <li>・ 無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備支援事業）</li> <li>・ 地上放送のデジタル化への円滑な移行のための環境整備・支援事業（一部）</li> </ul> <p>等</p> <p>(b 群)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電波監視施設の整備・運用等</li> <li>・ 総合無線局監理システムの整備・運用</li> <li>・ 地上放送のデジタル化への円滑な移行のための環境整備・支援業務（一部）</li> </ul> <p>等</p>
<p>&lt;意見&gt;</p> <p>年度毎に電波利用料内訳が示されている電波利用料財源予算状況ホームページ（※）において、地上デジタル放送移行費用は「無線システム普及支援事業」費用（a 群）として携帯電話等エリア整備支援事業と同じ項目で示されており、年度毎の費用が分かりづらい表示となっているため、無線システム普及支援事業とは分けて地上放送デジタル化移行費用の予算状況を年度毎に示すべきであると考えます。</p> <p>※ <a href="http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/account/index.htm">http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/account/index.htm</a></p>

<p>&lt;該当ページの番号&gt; 7 ページ</p>
<p>&lt;該当本文&gt;</p> <p>特性係数については、基本方針を踏まえ、平成 23 年度からの 3 年間については、免許人の負担の急激な変化にも留意し、現行の特性係数を維持することとします。</p>
<p>&lt;意見&gt;</p> <p>基本方針で記載されていた特性係数の「中期的な見直し」は本具体化方針案においては削除されていますが、本具体化方針案にも中期的な見直しを行うことを明記し、放送と通信のアンバランスを解消するため確実に放送帯域に対する特性係数の見直しを実施するべきであると考えます。</p>

<該当ページの番号>

10 ページ

<該当本文>

### I 地域特性の勘案

固定局等に係る料額の算定に当たっては、地域によって電波の逼迫の程度に大きな差が認められる点（例：無線局の密度）を勘案することとします。

表：都道府県別固定局密度

順位	固定局		
	都道府県名	密度 (局/平方 km)	指数 (平均=1)
1	東京都	2.577	9.23
2	大阪府	1.518	5.44
3	神奈川県	1.239	4.44
4	愛知県	0.796	2.85
5	沖縄県	0.765	2.74
6	香川県	0.710	2.54
7	長崎県	0.710	2.54
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
45	岩手県	0.125	0.45
45	秋田県	0.101	0.36
47	北海道	0.090	0.32
	全国	0.279	1

面積：全国都道府県市区町村別面積調(平成 21 年 10 月 1 日)

このため、全国を 4 地域に区分した上で、次の係数により計算することとします。

地域	第一地域	第二地域	第三地域	第四地域
対象	東京都	大阪府、神奈川県	その他の地域	過疎地域等
係数	36	20	4	1

<意見>

本具体化方針案は、地域特性係数は都道府県別に記載されていますが、前期具体化方針と比べ係数に変更になっているため、根拠をきちんと示すべきであると考えます。都道府県別の密度は、上位・下位都道府県だけではなく、すべての都道府県を明記すべきであると考えます。また、全国4地域の係数は、放送等の実験無線局及びアマチュア無線局、包括登録局等に適用されていますが、当該係数を使用した計算式が本具体化方針に記載されていないため、計算式を明記すべきであると考えます。

以上

様式

意見書

平成 22 年 12 月 27 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 100-8439

住所 東京都千代田区有楽町1-9-3

(ふりがな) かぶしきがいしゃにっぽんほうそう

氏名 株式会社ニッポン放送

むらやまそうたろう

代表取締役社長 村山 創太郎

電話番号 03-3287-1111

連絡担当者

電話番号

電子メールアドレス

電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

<該当ページの番号>

7

<該当本文>

**3. 「a群」に係る金額の計算方法**

**【第2段階】《各種無線システムへの負担額の配分》**

**Ⅱ 各種無線システムへの特性の勘案**

特性係数については、基本方針を踏まえ平成23年度からの3年間については、免許人の負担の急激な変化にも留意し、現行の特性係数を維持することとします。

<意見>

- ・ 免許人の負担の急激な変化にも留意し、現在適用している特性係数に関しては基本的に維持するとの方針について賛成する。
- ・ 今後実用化されるマルチメディア放送に対して、特性係数の適用は行わないとの方針については再考を求めたい。

理由

これらの放送は「広域専用電波を使用する無線システム」に分類されるものではあるが、同時に「国民の生命、財産の保護に著しく寄与する」という公共的な使命を帯びていることは自明であることから、その使命を勘案し特性係数を適用すべきと考える。

更に、マルチメディア放送は受信機ゼロの状態から新たに立ち上がる放送であることから、例えば放送開始から一定期間は、過大な電波利用料負担がその事業性に影響を与えることがないような配慮も併せて必要と考える。

<p>&lt;該当ページの番号&gt;</p> <p>12</p>
<p>&lt;該当本文&gt;</p> <p><b>5. 電波利用料の負担</b></p> <p>(2) 料額が大幅に増加する無線局等への配慮</p> <p>基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準にとどめることとします。</p>
<p>&lt;意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等について、その増加額を一定の水準にとどめる措置は、免許人の負担の急激な変化を緩和するためには必要不可欠と考える。</li> </ul>
<p>&lt;該当ページの番号&gt;</p> <p>13</p>
<p>&lt;該当本文&gt;</p> <p><b>参考2：広域専用電波等の料額（試算値）</b></p> <p><b>【前提条件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財源規模は、平成22年度歳入予算を基に710億円と想定。</li> <li>歳出の内訳は、平成23年度予算概算要求を基に設定 (a群負担額<math>\alpha</math>＝約455億円、b群負担額<math>\beta</math>＝約255億円)</li> <li>算定した料額が現行料額と比べて大幅に増加する無線局については、増加額を現行料額の概ね20%増に抑える措置を適用</li> </ul>
<p>&lt;意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電波利用料の制度設計として、a群とb群の比率を安易に変更すべきではない。今回a群とb群の比率を9(455)：5(255)として試算しており、現行の6：5と比較してa群の負担額が大幅増額となることが示唆されているが、「電波の経済的価値を一層反映させa群を増やすとの方針」は納得しがたい。</li> <li>増加額を一定の水準にとどめる措置は必要不可欠であるが、今回示された「概ね20%」は抑えた料率とは評価しがたい。社会全般の経済状況に鑑みて更に低く抑えるべきである。</li> </ul>

意見書

平成 22 年 12 月 27 日

総務省 総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 100-6104

住所 とうきょうとちよだくながたちょうにちようめ  
東京都千代田区永田町二丁目11番1号

氏名 かぶしきがいしゃ 株式会社マルチメディア放送 ほうそう

代表取締役社長 きたつぎ 二木 はるなり 治成

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を別紙のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

意見書に関する連絡先

株式会社マルチメディア放送

電話番号

メールアドレス

電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

1 ページ（「図1 基本方針のポイント」中）

地デジ移行後の空き周波数帯を使用する免許人は、基本的に新たな軽減措置の適用は行わない。

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会 報告書」では、マルチメディア放送の実現により「産業の振興」「コンテンツ市場の振興」「国際競争力の強化」「通信・放送融合型サービスの実現」「地域振興」「地域情報の確保」といった理念が確保されるように配慮されており、また公共的役割を果たすことも期待されております。

この新たな放送サービスの土壌を早期に開拓するためには、各関係事業者の経営基盤の早期安定が必要であり、コスト効率化を重視した事業運営が不可欠と考えます。

そのため、基本方針において「マルチメディア放送等の地デジ移行後の空き周波数帯を利用する免許人は、他の免許人以上に多額の費用を要する地デジ対策の受益に対する負担を行うことが適当であり、基本的に特性係数の適用は行わない。」と示されましたが、以下の観点から事業開始から一定の間において、特性係数に相当する負担軽減措置を実施するのが適当と考えます。

- ・ 地デジ対策の受益に対する負担として、デジアナ変換との受信障害に関する対策が求められていること。  
（平成 22 年 9 月に認定を受けた受託国内放送事業に関する開設計画において、当該対策費用を計上）
- ・ 現行の放送局（テレビジョン放送、ラジオ放送）に適用されている特性係数の目的は、「国民への電波利用普及に係る責務等」及び「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」と規定されているが、携帯端末向けマルチメディア放送についても、地上波放送局と同様に基幹放送として法制度化されたこと。

また、地上デジタル放送への円滑な移行対策について、ケーブルテレビへのデジアナ変換の暫定的導入を実施する事業者に補助金を適用するのと同様に、同等の効果を有する対策であるデジタル受信用簡易チューナーの提供を実施する事業者についても、地デジ移行対策経費として補助金を適用する等の施策を講ずるべきと考えます。

更に、携帯端末向けマルチメディア放送については、平成 23 年 7 月の地デジ完全移行後に、放送用インフラの構築を開始する必要があること、及び現時点では委託放送事業の制度整備の段階であり、委託放送事業者の決定及び事業開始については、スケジュールが未定の状況であることから、電波利用料の適用時期については、委託放送事業を含めたサービス開始時期に配慮した時期としていただきたいと思います。

以上

# 意見書

平成22年12月27日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 殿

〒105-7444

とうきょうとみなとくひがししんばし  
東京都港区東新橋1-6-1  
にほんテレビほうそうもうかぶしがいしゃ  
日本テレビ放送網株式会社  
とりしまりやくせんむしつこうやくいん  
取締役専務執行役員  
たむら しんいち  
田村 信一

放送事業に係わる免許人

TEL: [REDACTED]

e-mail: [REDACTED]

電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)に関し、下記のとおり意見を提出します。(注2)

## 1 <1~2ページ>

### <該当本文>

本具体化方針は、この基本方針に基づいて次期の3年間(平成23~25年度)に適用する電波利用料額を算定する基本的な手順等を取りまとめたものです。

見直し後の電波利用料額については、現行と同様、個々の無線局等についての料額を法律等に規定する方向で検討しています。

なお、現在、無線通信システムの急速な普及・発展に対応するため、電波の利用に関しては、周波数の再編・割当等の課題について議論がなされているところであり、本具体化方針は、これらの課題の検討により必要が生じた場合には、その内容を踏まえて、改めて料額の見直し等を行うことを前提として取りまとめています。

### <意見>

次期3年の期間中の電波利用料額の見直し等については、事前に方針や計画を公表し、既存免許人等の意見を求め、それを反映させるべきと考える。

## 2 <2ページ および3ページ>

### <該当本文>

2ページ

なお、地上放送のデジタル化への円滑な移行のための環境整備・支援業務については、当該業務が多岐にわたる業務を含んでいることから、それぞれの業務の性質に応じてその費用をa群またはb群に分類することとします。

<意見>

地上放送のデジタル化への移行に際し、環境整備・支援について業務が多岐にわたる実態をふまえた措置であり、「見直し後に、地上放送のデジタル化への円滑な移行のための環境整備・支援業務」が明示されたことについて評価する。

③ <3ページ>

<該当本文>

【現状（平成20～22年度）】歳入・歳出とも約680億円を想定

【見直し後（平成23～25年度平均）】平成23年度概算要求において約712億円を要求中

<意見>

予算規模の策定においては、歳入歳出のバランスと歳出の抑制を図るべきである。

④ <6ページ>

<該当本文>

3GHz以下の帯域と3～6GHzの帯域への配分を考えるに当たり、各々の逼迫度を計るため、各々の帯域における無線システムに係る無線局の延べ使用周波数帯域幅（同時に発射できる周波数の帯域幅）を比較すると、ほぼ10:1（約280万MHz:約29万MHz）となっております。a群に係る算定金額は、経済的価値を勘案して定めるものであることから、逼迫の度合いに応じた負担をすることが適当であると考えられます。3GHz以下の帯域は3～6GHzの帯域に比較して約10倍の逼迫度を有していることから、「3GHz以下の帯域」及び「3～6GHzの帯域」の配分比率を10:1とすることとします。

<意見>

3GHz以下の帯域と3～6GHzの帯域への配分について、3GHz以下の帯域の比率が現状より次期の方が高まっている。これは逼迫の度合いに応じて配分比率を定めているとのことであるが、この「逼迫の度合い」の判断の根拠を明確にすべきである。

⑤ <7ページ>

<該当本文>

Ⅱ 各種無線システムへの特性の勘案

各種無線システムへの配分は、原則として、その使用周波数帯域幅に基づき行いますが、無線システムにはさまざまな特性があることから、使用周波数帯域幅に、それぞれの特性に応じた係数（以下「特性係数」という。）を乗じることとします。

特性係数については、基本方針を踏まえ、平成23年度からの3年間については、免許人の負担の急激な変化にも留意し、現行の特性係数を維持することとします。具体的には以下のとおりです。

<意見>

今回見直し後の平成23年度からの3年間について、現行の特性係数の維持については評価する。

特に放送においては、8ページの「公共性」、「国民の生命・財産保護に著しく寄与するもの」

と位置づけ、9ページに示されたように特性係数を適応することについては、今後(平成26年度以降)についても維持するように要望する。

6 <12ページ>

<該当本文>

(2)料額が大幅に増加する無線局等への配慮

基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準にとどめることとします。

<意見>

上記5. (2)に記載があるように、電波利用料が現行の料額から新たな料額が大幅に増加する無線局等について免許人負担の急激な増加に留意し増加分を一定水準にとどめること、について評価する。

但し、13ページの「参考2」に料額の増加分が示されているが、料額の増加は極力抑えるべきと考える。

7 <13ページ>

<該当本文>

歳出の内訳は、平成23年度予算概算要求を基に設定  
(a群負担額 $\alpha$  = 約455億円、b群負担額 $\beta$  = 約255億円)

<意見>

今回の見直しにおいて、13ページ「参考2」にa群負担額( $\alpha$ )、b群負担額( $\beta$ )が示されている。これによるとa群、b群の比率について現行よりa群の割合が増加しているが、この比率を安易に変更すべきではなく、a群の割合が増加することについて一定の歯止めをかけるべきである。

以上

## 意見書

平成22年12月27日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室御中

郵便番号 105-0013

(ふりがな) とうきょうと みなとく はままつちよう

住所: 東京都港区浜松町 2-2-12

(ふりがな) いっぱんしゃだんほうじんじょうほうつうしんねつとわくさんぎょうきょうかい

名称: 一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会(CIAJ)

(ふりがな) すけむね よしゆき

専務理事: 資宗 克行

電波利用との関係(機器メーカー業界団体)

(連絡責任者: ████████████████████)

TEL: ████████████████████

FAX: ████████████████████

E メールアドレス: ████████████████████

電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)に関し、下記のとおり意見を提出します。

<当該ページの番号>1~2 ページ
<当該本文>「1. はじめに」
<意見>CIAJが従来から、主張してきた内容を踏まえて、電波利用料の用途として、ワイヤレス技術の国際競争力強化の確保を目指した研究開発、実証実験、国際標準化の推進等が基本方針に示されているが、それら用途を担保し得る予算規模を確保する視点から、本料額算定の具体化方針(案)に賛同いたします。

<当該ページの番号>1~2 ページ
<当該本文>(「1. はじめに」での記載は見当たらない)
<意見>基本方針案に示されている電波利用料の性格は引き続き維持することが適当であると考えます。特に、免許不要局については、無線LANやETCやVICSの普及をはじめITSなど国民にとって、一層利便性の高いICT社会を確立する観点に加えて、新しいワイヤレス産業創出の芽を摘むことの無いように、引き続き、電波利用料徴収の対象とすべきではないと考えます。

意見書

平成 22 年 12 月 27 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

〒182-8522

東京都調布市深大寺東町 7-44-1

独立行政法人宇宙航空研究開発機構

たちかわ けいじ

理事長 立川 敬二

電話 :

電子メールアドレス

電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)に関し、下記のとおり意見を提出  
します。

<該当ページの番号>

7 ページ

<該当本文>

また、使用周波数帯域幅の計算において、以下の3つの種類の帯域(以下「算定対象外帯域」といいます。)については、計算の対象外とします。

算定対象外帯域を使用する無線局の金額は、電波利用料負担の公平性の観点から、類似の無線システムの無線局の金額を類推適用するなど、その金額を別途適切に設定することとします。

- ① 使用する帯域幅が小さい無線システム(使用周波数帯域幅が3MHz以下のもの)
- ② 政策的な配慮が必要な無線システム(義務船舶局、義務航空機局等)
- ③ 公共性の高い国、地方公共団体の無線システム

<意見>

独立行政法人宇宙航空研究開発機構は、我が国唯一の公的宇宙機関として、国の科学技術基本計画にもとづくプロジェクトの実施や国等の災害対策機関と協力して災害情報を提供する等、国民生活に関係する重要な役割をもち、公共性の高い業務を実施している。このような独立行政法人は、電波利用料において国と同等の扱いをすべきと考える。

<該当ページの番号>

8~9ページ

<該当本文>

<特性係数>

ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態

: 1/2

簡易無線やラジオマイクのように、多数の免許人等が同一の周波数の共用を図ることにより国民に等しく電波利用の機会を付与する形態については、その利用形態を勘案することとします。

イ 外国の無線局等との周波数調整を行う必要があるもの : 1/2

人工衛星局、地球局など、外国の無線局等と周波数の共用を図るために調整等が必要な利用形態である点を勘案します。

ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等 : 1/2

放送局など、電波利用の便益を広く国民に付与するため、通常の市場活動を超えてユニバーサル・サービス又はこれに準じた責務等が法令等において規定されているものについては、その公共性を勘案することとします。

エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの : 1/2

船舶局、航空機局など、国民の生命、身体の安全及び財産の保護に寄与するものについては、その公共性を勘案することとします。

オ 設置義務と同等の効果を有するもの : 1/2

衛星携帯電話など、国民の生命・財産の保護の上で設置義務のある設備に代えることが認められているものについては、その効果を勘案します。

カ 非逼迫地域で使用するもの : 1/5

都市部とそれ以外の地域の無線局密度の差を勘案します。

<計算対象システムについて>

使用する周波数帯域幅の計算対象となるシステムは、3GHz以下、3~6GHzの帯域ごとに、それぞれ次の表に掲げるものとします。

[3GHz以下]

無線システム	特性係数	上記②の区分
簡易無線	1/2	ア
FPU	1/4	ア、ウ
ラジオマイク	1/4	ア、ウ
PHS	3/4	ア
その他基地局	—	—
人工衛星(通信)	1/8	イ、エ、オ

人工衛星（放送）		イ、ウ、エ
テレビジョン放送	1/4	ウ、エ
ラジオ放送	1/4	ウ、エ
固定局	—	—

[3～6 GHz]

無線システム	特性係数	上記②の区分
電波高度計	1/8	ア、エ、オ
人工衛星	1/4	イ、エ
地球局	1/4	イ、エ
マイクロ固定（通信）	—	—
マイクロ固定（放送）	1/2	ウ

#### <意見>

人工衛星は、使用する周波数帯によっては非常に多額（一例として、宇宙運用に使用される3GHz以下の周波数で3MHz以上の帯域幅の場合、1局あたり、一億二千四百三十五万二千六百円）の電波利用料が課せられている。

人工衛星は、通信・放送だけではなく、災害観測、安全保障、地球環境観測等、人工衛星でなければ実現できない国民生活に関係する重要な役割を担っている。原案では一定の軽減措置が講じられているものの、人工衛星の利用目的（観測対象や要求精度等）によっては、3GHz以下の周波数帯を技術的に必要とする場合もあることから、人工衛星以外の無線局と同等の考え方に基づく基準からの軽減では不十分であり、人工衛星の特質を十分に配慮して、人工衛星に対する特性係数を設定し、現行の非常に多額な電波利用料設定を解消すべきと考える。

我が国の人工衛星利用を促進し、戦略的産業としての宇宙産業育成の推進を図るためにも、是非とも取り組むべきと考える。

## 意見書

平成 22 年 12 月 27 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用企画室 殿

郵便番号 106-8573

とうきょうとしながわくおおさき

住所 東京都品川区大崎 2 丁目 1 番 1 号

ざいだんほうじんにほんいどうつうしんシステムきょうかい

氏名 財団法人日本移動通信システム協会

りじちょう わしだ ごろう

理事長 鷺田 五郎

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）に関し、下記のとおり意見を提出します。

- ・ 当協会では、1500MHz帯については周波数割当計画に従い、2014年3月末日にサービスを停止することを決定しており、800MHz帯についても、利用者の減少により運用経費の支弁が難しくなることが予想されることより、今般、2012年9月末日までに東京等一部エリアのサービスの停止を決定したところである。
- ・ このように既にサービス停止日を定め、その期日を利用者に通知しているシステムについては、電波利用料の負担拡大はそのままサービス停止日の前倒しを余儀なくされることとなり、利用者に大きな迷惑をかけることとなる。
- ・ したがって、こうした無線システムに対する電波利用料の負担拡大については適用除外として頂きたい。

以上

意見書

平成 22 年 12 月 27 日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 105-0001

住 所 とうきょうとみなとくらのもん 東京都港区虎ノ門2-10-1

氏 名 かぶしがいしゃ イー・モバイル株式会社

たいひょうとりしまりやくしゃちょう  
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先 企画本部無線企画部

mailto: [REDACTED]

TEL [REDACTED]

FAX [REDACTED]

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## I. はじめに

この度、電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)に対して、意見提出の機会を作っていただいた事に感謝します。

## II. 当社の考え

<P.1>
<該当本文> 図1 基本方針のポイント 特性係数(各無線システムの特性を勘案した軽減措置)は基本的に維持 →特性係数については中期的に見直し実施
<意見> 「特性係数については中期的に見直し実施」という基本方針に賛成します。さらに、以下の点を考慮し、次期(平成 23~25 年度)の具体化方針においても廃止に向けて特性係数の見直しを導入していただけるよう強く要望します。 ・電波利用料の負担については、今回の検討においても、従前の「放送事業者の受ける受益に対して放送事業者の負担が小さすぎるのではないか」という指摘は解消されていないこと。 ・通信と放送の公共性の観点による差はそれほどないものと考えられること。

<P.3>

<該当本文>

図2 電波利用料の基本的な構成

【見直し後(平成 23~25 年度平均)】

平成 23 年度概算要求において約 712 億円を要求中

<意見>

平成 23 年度概算要求が約 712 億円とのことですが平成 24 年度、平成 25 年度の概算額については不明です。平成 20~22 年度平均と同様に約 680 億円程度に総額を縮小いただけよう強く要望します。

さらに電波利用料の用途についても、「無線局全体の受益を直接の目的として行う」ことを基本に毎年度精査する際に改めて項目内の見直し、項目の縮減をすべきと考えます。

また、平成 5 年~20 年の電波利用料の差額の累積(決算ベース)が 388.2 億円の歳入超過となっており、また平成 22 年度予算においてもさらに歳入が 90 億円上回っています。このように歳入が超過した分は電波利用料の引下げを行うか、または地上デジタル放送の後年度負担の償還に充当し、今後の電波利用料の引下げを確保するようにすべきと考えます。

<P. 12>

<該当本文>

## 5. 電波利用料の負担

### (1) 電波利用料の料額とその負担

個別の無線局に係る電波利用料については、原則として、「a群」に対応する金額に「b群」に対応する金額を加えたものとします。

ただし、広域専用電波の電波利用料を支払う免許人については、その電波利用料と個別の無線局に係る電波利用料（「b群」に対応する金額のみから算定）を負担することとなります。

### (2) 料額が大幅に増加する無線局等への配慮

基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準にとどめることとします。

<意見>

「新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準にとどめることとします。」だけではなく、事業者間の競争にも配慮した負担のあり方を検討していただきたいと強く希望します。

参考 2 に掲載されております広域専用電波の電波利用料は、9,600 万円となっておりますが、これは前回の見直しから約 20%のアップです。基地局及び陸上移動局(端末)が安くなりましたが、当社のような新興事業者にとっては負担が増えることになり、ほぼ減額となるであろう既存事業者との競争において、新興側が不利になることは明白です。制度の変更が新規参入の経営に大きく影響することを十分に考慮いただき、経過措置を具体化方針にて講じていただけるよう強く要望します。

具体的には、経過措置として、開設計画期間当該周波数に限り広域電波利用料の料額を据え置くことを具体化方針に盛り込んでいただけるよう強く要望します。開設計画期間中の帯域と開設計画終了後の帯域とで電波利用料負担のリバランシングを行っていただけることで携帯電話事業者間の格差は縮小し、今後の競争促進につながると考えます。

以上

# 意見書

平成22年12月22日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策化電波利用料企画室 御中

郵便番号 020-8686

住所 釜石市只越町3丁目9番13号

氏名 釜石市

代表者 かまいししちよ のだ たけり 釜石市長 野田 武則

電話番号

電子メールアドレス

電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）に関し、下記のとおり意見を提出します。（注2）

<当該ページの番号>

<当該本文>

<意見>

1 次期電波利用料の見直しに関する基本方針に「携帯電話基地局（3,000円）や地デジ難視対策用ギャップファイラー（6,100円）等についても、大幅な低廉化を実現」と記載していることから、地方自治体及び組合が設置するギャップファイラーにおいては、空中線電力の大きさで区分せず、「地上テレビジョン放送局の経過措置」より低廉化した電波利用料の料額とし、早期に料額を示すこと。

また、併せて恒久的な減免措置を講じること。

2 次期電波利用料を盛り込んだ改正電波法を4月1日から施行すること。

注1 法人又は団体にあたっては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

注2 記載欄が足りない場合は適宜別紙を用意ください。用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、別紙にはページ番号を記載してください。